

## 照明 LED 化推進事業 質問回答書（5月31日回答）

No	質問内容	質問	回答
1	入札保証金について	本事業では入札保証金は必要となりますでしょうか。	必要ございません。
2	参加表明について	募集要項 P7 4 (4) 「参加表明及び提案を行う場合は必ず現場ウォークスルー調査に参加すること」という主旨の記載があります。グループで応募する場合は、役割に関係なく構成員の 1 社が参加していればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
3	事業役割の資格免許について	事業役割としての各資格免許証の写しは具体的にどのようなものを提出すればよろしいでしょうか。	事業役割は資格要件がございませんので、各資格免許証の写しの提出の必要はございません。
4	委託契約の締結について	法律上（銀行法）、事業役割が調査設計業務の委託契約書を締結出来ない場合は、グループ構成員の設計役割を担う業者が、調査設計業務の委託契約書を締結する事は可能ですか。	事業役割を担う事業者が調査設計業務の委託契約を締結するものとします。
5	契約形態について	契約形態は債務負担行為ですか、長期継続契約ですか。	債務負担行為を設定します。 (募集要項 P10 5(3)イ)
6	賃貸借契約書について	賃貸借契約書上で、弊社が法律上請負えない業務（建設業法・電気事業法等）がある場合、賃貸借契約をグループ構成会社の役割に応じて履行・責任を負わせる契約に変更させる事は可能ですでしょうか。	事業役割を担う事業者が法律上請負えない業務がある場合などやむを得ないと認められる場合は、事業役割を担う事業者及びそれ以外の役割を担う事業者を含めた契約を締結することもできることとします。  ※なお、5月22日質問回答分についても一部修正がありますのでご留意願います。
7		賃貸借契約書 リース会社に極めて不利な条項（第14条）があると思われま。この契約書はあくまで「案」であり優先交渉権獲得後の協議で修正可能と理解してよろしいでしょうか。	原則、今回提示した委託契約書及び賃貸借契約書の「案」の内容で契約を予定しておりますが、優先交渉権者と協議の上、やむを得ないと認められる場合は変更する場合があります。
8		賃貸借契約書第：14条、第22条 第14条にて貸借物品がその責に帰す	照明器具の故障など不可抗力及び賃借人の責に帰するもの以外のき損及

		<p>ことができない事由により滅失又はき損したときは、賃貸借料の減額又は契約解除の請求を認めているが、一方で第 22 条にて地震、津波、戦争、暴動、想定を越える風水害など、不可抗力によるものと判断した場合は、貴県の責で復旧するとあるが、第 14 条が適用される場合はどういったケースを想定されているかお教えてください。</p>	<p>び滅失を指します。</p>
9	<p>第三者に及ぼした損害について</p>	<p>賃貸借契約書上の第 21 条の第三者に及ぼした損害は、設置工事期間中のみとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
10	<p>LED の設置期限について</p>	<p>賃貸借契約書：第 3 条（賃貸期間等）設置期限について記載がないが、こちらは事業者からの提案内容を反映し、設置期限を記載することを想定しているのかお教えてください。</p>	<p>ご質問のとおりです。 LED 照明器具の設置は平成 32 年 3 月までに行うこととしておりますが、提案によって期間を短縮できることとしております。（募集要項 P2 1(7)イ及び P9 5(2)ア）</p>
11	<p>契約保証金について</p>	<p>賃貸借契約書：第 5 条（契約保証金）貴県の財務規則第 143 条第 3 号で建設工事等の免除事項の取決めがあるのは確認しましたが、賃貸借契約に関しての基準も兼ねているのかお教えてください。</p>	<p>財務規則第 143 条第 3 号については、賃貸借契約についても適用します。</p>
12	<p>契約保証金の免除について</p>	<p>賃貸借契約書（案）第 5 条（契約保証金）の条文において「契約保証金を免除する場合」の条文記載があるが免除する場合とは、具体的にどのような条件となりますでしょうか。 また、平成 29 年 5 月 22 日の質問回答書 No.8 履行保証保険の補償期間の回答で「調査設計業務及びリース業務のいずれの契約においても全契約期間にわたり履行保証保険の保障期間とする必要があります。」と記載があるが、リース業務期間における履行保証保険は、契約保証金が免除された場合は履行保証保険への加入は不要との認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>「契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる」条件は、長野県の財務規則第 143 条各号の規定によるものとします。 契約保証金が免除された場合には、履行保証保険への加入は不要です。</p>
13	<p>グループ構</p>	<p>2 応募資格要件（2）応募者の役割等</p>	<p>契約書の写しを想定しております。</p>

	会員間の契約の確認について	イの適正な委託契約又は請負契約を締結し、事前に貴県の下承を得るとなっていますが、どのような書類を想定されていますか。	
14	照明器具の交換について	5 提示条件（1）提案の前提条件で、LED に交換することにより削減出来る電気料がリース業務に要する費用を上回る場合、これに該当する照明器具はすべて交換とありますが、削減出来る電気料が個々でリース業務に要する費用を下回る場合でも、全体で上回る場合は、LED に交換した方がよろしいですか。	提案に当たっては、5 提示条件（1）イを前提とし、照明器具単体のリース料が単体の電気料金削減額を下回る場合は、全て LED に交換するものとします。
15		募集要項 P9 5(1)ア 器具 1 本ごとに「削減できる電気料がリース料を上回るか否か」を検証する必要があるように読めますが、その理解でよろしいのでしょうか。そしてこの検証の結果、上回らないものは LED 化しないということによろしいのでしょうか。	ご質問のとおりです。 提案に当たっては、5 提示条件（1）イを前提とし、照明器具単体の電気料金削減額が単体リース料を上回らないものは LED 化する必要はございません。
16	照明器具の光束・照度について	「募集要項 5・提示条件(1)オに、リース期間中、既存の照明器具相当の光束を確保すること。」とあるが、LED 器具は、その器具光束が従来の蛍光灯器具のランプ光束よりも少ない数値にて同程度の照度が確保できることから、照明器具の選定、維持においては、部屋の照度が既存の照明器具と同程度確保できればよいと考えてもよいか。	募集要項に記載のとおり、照明器具の選定、維持においては、既存の照明器具相当の光束を確保していただくようお願いいたします。
17	提案の前提条件について	既存の照明器具相当の光束を確保するのが前提条件となっていますが、室の机上面の平均で同等であればよく、室の平均照度で同等であればよいと解釈してよろしいのでしょうか。 (募集要項 5. (1))	ご質問のとおりです。
18	ランプの交換について	募集要項 P9 5 (1)ウ リース期間内のランプ交換も見込むこととありますが、本件は一体型灯具なのでランプ交換は発生しないと思われ	ここで言うランプの交換とは、照明器具全体の交換も含めたものを指しており、この交換費用についてもリース料の算定に含めてください。

		ます。 この項は「LED 化しない灯具のランプ交換も事業に含める」というように読めますがその理解でよろしいでしょうか。	なお、LED 化しない灯具のランプの交換は、本契約の対象外とします。
19	省エネルギー効果を考慮した照明器具について	募集要項 P9 5(1)オ ここで言う省エネルギー効果を考慮した照明器具とは、具体的にはどのような器具を想定されていますでしょうか。	調光機能付き照明器具等一式を想定しています。
20	LED 化対象照明器具について	照明器具には特注対応している器具があると思われませんが、一覧からは特注仕様が明確になりません。調査業務により仕様が明確になると想定されますので、調査の後、再選定して費用を含めて協議ができるものと考えてよろしいでしょうか。(照明器具設置一覧)	ご質問のとおりです。 一覧からは特注仕様が明確にならないと考えられますので、調査業務により仕様を明確にさせていただき、調査後、本県と費用を含め協議することとします。
21		調光器具を LED に交換する場合に既設の調光スイッチは変更が必要になります。調光スイッチの情報がありませんので、調光機能を必要とするかどうか調査事業で協議していくものとしてよろしいでしょうか。(照明器具設置一覧)	ご質問のとおりです。 調光スイッチの情報はございませんので、調光機能の必要性も含め、調査事業の中で本県と協議していただくようお願いします。
22	リース物件の固定資産税について	契約期間終了後に、本設備を貴県に無償譲渡した場合、期間中の固定資産税は非課税と考えて問題無いですか。	募集要項に記載のとおり契約期間満了後に無償譲渡を決定した場合、固定資産税は課税されます。
23	固定資産税の免除対応について	募集要項 P9 5 (1)カ 契約期間満了後の器具の取り扱いについては協議とあり、貴県が継続使用を申し出た場合に無償譲渡に応じる条件とございますが、こちらは提案の中で、無償譲渡の提案を行い確約事項とすることで固定資産税の免除対応を頂くことは可能でしょうか。	なお、無償譲渡を決定する時期(賃貸借契約の締結時又は満了後)については優先交渉権者と協議の上決定することとしておりますので、契約締結時から無償譲渡とすることを希望する事業者については、固定資産税が課税される場合及び非課税の場合の両者について提案してください。
24	無償譲渡後の処分について	賃貸借契約書上で契約期間終了後、本設備を貴県に無償譲渡する場合、本設備の処分時の、運搬・廃棄・処分費用は貴県の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

25	作業時間について	作業時間の制約が想定されるが、実作業時間は①8:30～17:00 としてよろしいでしょうか。 また、照明交換作業時に部分停電が必要になった場合についても①の時間帯での作業としてよろしいでしょうか。	作業時間等については、業務に支障が生じないよう各施設管理者と協議の上決定してください。(仕様書 2(5))
26	各施設設備の借用について	工事期間中における電気・水道・トイレ等の借用は各施設無償貸与としてよろしいでしょうか。	仮設事務所設置の有無、作業工程等の内容により、個別に検討します。
27	施設の入退場の制限について	作業時、各施設内入退場の時間・場所の制限はありますか。	作業規模、施設の使用実態等の業務状況により、個別に検討します。
28	器具の集積場所について	既設器具撤去後、器具の集積場所をある1施設敷地内にまとめることは可能でしょうか。	優先交渉権者と協議するものとします。
29	工事条件について	ウォークスルー調査で想定できる工事条件が、調査事業により明確になる工事条件と差異があった場合は協議をしていただけるものと考えてよろしいでしょうか。 (仕様書 2. (3))	ご質問のとおりです。 各業務実施場所における工事条件がウォークスルー調査で想定できる工事条件と異なることが考えられるため、工事条件に差異が生じた場合には、本県と協議を行うものとします。
30	照明器具のカバーについて	飯山警察署のウォークスルーで、主に留置施設内照明器具について、既設器具仕様の蛍光管がガラス製のため、施設特性上ポリカ樹脂カバー付ビス止め仕様、いわゆる特別仕様の器具が設置されているように見受けられた。 導入する LED 照明器具に関する仕様書 1 項イで、既存照明の改造等による LED 照明器具でないこと。(器具ごと交換) とあるが、①LED 発光部がポリカ樹脂仕様であれば、下面カバーの設置は不要で良いか②①は不可、ポリカ樹脂下面カバーの設置が必須条件か。この場合既設器具の下面カバーを継続利用しても良いか。良い場合既設器具の承認図を頂きたいが可能か。	①は不可、②に記載のとおり、ポリカ樹脂下面カバーの設置は必須条件とします。また、この場合既設設置器具の下面カバーの継続利用も可能とします。 承認図については、保有している施設について提供可能です。
31	街路灯について	街路灯について、ポールは既設利用で良いか。	ご質問のとおりです。
32	非常灯について	非常灯など、必要に応じて別場所に新	施設ごと、設置状況等により検討の

	いて	<p>設しても良いか。</p> <p>(補足説明)</p> <p>既設照明器具一覧表より、長野中央署の非常照明器具について、電源別置仕様(公共型番 K0)となっている。電源別置仕様の LED 器具は商品化(認定)されていない。FLR40W 等の主要光源は LED 器具とし、非常灯を別場所に新設(ダウンライト形又は直付形の電球仕様)して良いか。</p> <p>※既設照明器具一覧表を見た限り、他署は電池内蔵形(公共型番 K1)をしており、これは LED 器具として商品化(認定)されております。</p>	<p>上、優先交渉権者と協議し決定いたします。</p>
33	見積計上について	<p>照明交換作業時に支障がある場合、什器・備品等の移動について見積計上しますか。</p>	<p>提案においては、見積計上をしないようお願いします。</p>
34		<p>天井材開口作業時等、天井材にアスベスト含有の可能性がある場合、検体採取費用を見積書に計上しますか。</p>	<p>提案においては、見積計上しないようお願いします。</p>
35	施設のアスベストについて	<p>各施設に於いて、アスベストの含有は無い施設との判断で良いか。</p>	<p>吹付け材については、含有がないことを確認済みです。建材については含有する可能性があります。</p>
36	PCB に対する対応について	<p>既設器具安定器に PCB が含まれている場合の処置について、どのようにすればよろしいでしょうか。</p>	<p>優先交渉権者と協議するものとします。なお、提案においては、見積計上しないようお願いします。</p>
37	リース料の見積について	<p>平成 29 年 12 月 15 日のリース料見積期限から平成 32 年 4 月のリース開始日を想定すると、リース料見積提出からリース開始まで約 2 年 4 か月の長期間を要することになります。</p> <p>リース料見積を基準日、基準レート、スプレッドに基づき算出する方式で提出することは可能でしょうか。</p> <p>基準日にリース料が確定する方式になります。</p> <p>例)</p> <p>基準日:リース開始日の平成 32 年 4 月 1 日</p>	<p>提案時に金利の設定について説明書を提出していただくようお願いします(様式任意)。</p> <p>なお、基準金利は午前 10 時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)として、Telerate(テレレート)17143 ページに掲載されている 6 か月 LIBOR ベースの 10 年物(円/円)金利スワップレートとし、応募者の提案による利ざや(スプレッド)を加算した値とします。金利設定の基準日は事業者の提案によるものとし、スプレッドは事業期間中見直すことはできません。</p>

		基準レート：金利スワップレート等 スプレッド：●%	
38	リース料の 支払いにつ いて	リース料は毎月払いですか、それとも 年払いですか。 年払いの場合は年初払いですか、年後 払いですか。	リース料は、各年度にわたる均等払い とし、支払回数と時期については本県 と優先交渉権者との協議によること を基本とします。(募集要項 P12 9(1) ウ(ア))
39	ベースライ ンについて	ベースライン算出表における区分の交 番等（交番・機動隊分駐隊 91 箇所分） 4,459 台と記載がありますが、照明器 具設置一覧の交番の記載は若松町交番 の 49 台しか有りません。若松町交番を ベースにし 49 台×91 箇所=4,459 台に て同条件として考えればよろしいでし ょうかご教示ください。	ご質問のとおりです。若松町交番の照 明器具台数 49 台に若松町交番と同規 模と考えられる施設（交番・機動隊分 駐隊）91 施設を乗じております。
40	リスク分担 表について	事業リスク分担表 電気料金の変動リスクのリスク負担者 が定義されておられません。募集要項 P12(3)ア(2)でも貴県と協議すること 以外は記載がございませんが、どのよ うな対応を想定しているのかお教えく ださい。	電気料金単価の変動に伴うリスクは、 本県が負うものとします。
41	物価につい て	募集要項 12 ページ 9(1)ア 提案から契約までの期間中に、物価等 について著しい変動が発生した場 合には、本県と協議の上、額を見直すこ とができるものとするがありますが、物 価等の著しい変動を具体的に示してく ださい。	物価等の状況を見て判断します。